

○鏡石町農業集落排水施設水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則

平成8年7月1日規則第15号

改正

平成14年3月27日規則第8号

平成25年2月25日規則第4号

平成25年3月29日規則第12号

平成26年3月20日規則第6号

鏡石町農業集落排水施設水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡石町農業集落排水施設の処理区域（鏡石町農業集落排水処理施設設置条例（平成7年鏡石町条例第28号）第3条第7号に規定する処理区域をいう。以下同じ。）内で既設の便所を水洗便所（污水管が排水施設に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造及びこれに伴う排水設備等をしようとする者に対し、改造資金（以下「資金」という。）融資あっせん及び当該融資額に対する利子補給に関し必要な事項を定め、水洗化の普及促進と環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(あっせん及び利子補給対象工事)

第2条 資金の融資あっせん及び利子補給の対象となるものは、くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して排水施設に接続させるための工事及びこれらに関連する同時施工の排水設備工事（以下「改造工事」という。）とする。ただし、小便器のみに係る工事は対象としない。

(融資あっせんの方法)

第3条 町長は、その指定する金融機関（以下「融資機関」という。）に融資あっせんを行うものとする。

(融資あっせん及び利子補給の対象)

第4条 資金の融資あっせん及び利子補給を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 処理区域内における建築物の所有者又は改造工事において当該建築物所有者の同意を得た占有者であること。

(2) 町税及び農業集落排水事業受益者分担金に滞納がないこと。

(3) 町内に居住し、前号の要件を備える連帯保証人1人を有する者

(融資あっせんの限度額)

第5条 融資あっせんの限度額は、鏡石町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給規則（平成5年鏡石町規則第11号。以下「融資あっせん利子補給規則」という。）第5条に規定する融資あっせんの限度額の例による。

(融資あっせんの件数)

第6条 融資あっせんを受けることのできる件数は、融資あっせん利子補給規則第6条に規定する融資あっせんの件数の例による。

(利子補給)

第7条 融資を受けた資金の利子補給は、融資あっせん利子補給規則第7条に規定する利子補給の例による。

(償還方法)

第8条 融資を受けた資金の償還方法は、融資あっせん利子補給規則第8条に規定する償還方法の例による。

(遅延利子)

第9条 資金の融資を受けた者が弁済期限までに前条の償還金を納入しないとき又は第13条第2項の通知期限までに同項の規定による未償還金の納入をしないときは、町長が特に認める場合を除き、その期日の翌日から納入の日までの日数に応じ年14.6パーセント（当該弁済期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、7.3パーセント）の遅延利息を徴収するものとする。

（融資あっせんの申請）

第10条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鏡石町農業集落排水処理施設設置条例施行規則（平成8年鏡石町規則第10号）第6条に規定する排水設備等設置の申請の際に、融資あっせん利子補給規則第10条に規定する融資あっせんの申請の例により提出しなければならない。

（融資あっせんの決定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定による申請があったときは、融資あっせん利子補給規則第11条に規定する融資あっせんの決定及び通知の例により申請者へ通知するものとする。

（融資の手続）

第12条 前条に規定する融資の手続は、融資あっせん利子補給規則第12条第1項に規定する融資の手続の例による。

2 融資機関は前項の申込みを受けたときは速やかに融資するものとする。

（融資あっせんの解除）

第13条 融資あっせんの解除については、融資あっせん利子補給規則第13条第1項に規定する融資あっせんの解除の例による。

2 前項の規定により、貸付契約を解除された者は、第8条の規定にかかわらず貸付金の未償還分を町長の通知する日までに完済しなければならない。

（委任）

第14条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第8号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月25日規則第4号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。